

令和6年度 運行管理者一般講習受講料助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という）は、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）が、適正な運行管理業務による安全体制の確立を図ることによって、交通事故防止に資することを目的に、指定する運行管理者一般講習実施機関（以下「実施機関」という）が行う運行管理者一般講習の受講に係る費用を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、2,880,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、一律3,200円とする。

(助成対象)

第4条 助成対象者及び助成対象講習は、下記のとおりとする。

- (1) 助成対象者は、会員事業者及び優良事業所に所属する選任届出された運行管理者とする。
- (2) 助成対象講習は、第6条に定める実施機関が行う運行管理者一般講習とする。

(対象期間)

第5条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

(実施機関)

第6条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

- (1) (独) 自動車事故対策機構青森支所 TEL 017-739-0551/FAX 017-739-0552
- (2) (株) ムジコ・クリエイト
 - 青森モータースクール TEL 0120-49-1060/FAX 017-738-0732
 - 八戸モータースクール TEL 0120-28-2145/FAX 0178-28-4461
 - 弘前モータースクール TEL 0120-66-8000/FAX 0172-28-0109

(助成金の交付)

第7条 青ト協及び実施機関との間で定める方法で助成を行う。ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者は、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。